

# 仕 様 書

## 1 業務名

食器洗浄機撤去・運搬・設置業務

## 2 業務内容

### (1) 移設元学校に設置している食器洗浄機の撤去

食器洗浄機の配管や脚部を取り外し、給食室から撤去すること。食器洗浄機は移設先学校において引き続き使用することから、破損等が生じないように取扱いに十分注意すること。

### (2) 食器洗浄機の運搬

上記(1)にて撤去した食器洗浄機を車両等に積載のうえ、移設先学校に運搬すること。積載及び運搬の際も、破損等が生じないように取扱いに十分注意すること。

### (3) 移設先学校に設置している食器洗浄機の撤去

移設先学校にある既存の食器洗浄機を給食室から校舎外へ搬出し、学校敷地内の適切な場所において、委託者が別に契約する廃棄物運搬業者へ引き渡すこと。

### (4) 移設先学校への食器洗浄機の搬入・設置

移設元学校から運搬した食器洗浄機を移設先学校の給食室に搬入し、設置すること。

ア 既存の給湯管及び給水管を食器洗浄機に接続すること。

イ 洗浄機からの排水が、給食室の床面にあるグレーチングに適切に流れるよう、設置すること。

ウ 上記ア及びイにかかる配管の接続に際しては、必要に応じた配管の取り回し変更を行うこと。

エ 新設する配管は、管種・継手・バルブ等、既存の配管と同等のものを使用し、給水配管で腐食が生じないように接続部の絶縁処理や材料選定を行うこと。

オ 新設、交換した給湯、給水管には断熱カバーを取り付けること。

カ 必要に応じて電気工事を行い、規格にあった電源へ接続すること。

## 3 食器洗浄機撤去・設置・移設置校

移設元：手稲山口小学校（札幌市手稲区曙 11 条 2 丁目）

移設先：伏見小学校（札幌市中央区南 18 条西 15 丁目）

## 4 移設する食器洗浄機

㈱中西製作所製 EOD-Z23HA-LT 1台

## 5 業務実施期間

契約の日から令和 7 年 11 月 30 日（日）までとするが、2 学期期間中の業務履行となることから、原則、土曜日または日曜日での実施を想定している。

具体的な日程は担当課及び学校と調整すること。また、業務開始前までに下記 7 (3) の業務日程表を担当課へ提出すること。

## 6 関係図面

- (1) 食器洗浄機図面（移設機）
- (2) 各校給食室平面図

## 7 業務管理

### (1) 業務責任者

- ア 受託者は、本業務の全体を統括する業務責任者1名を指定すること。
- イ 業務責任者は、本業務内容について熟知し、必要な専門知識を有する者であり、担当課及び各学校との連絡調整を行うこと。また、各学校の現場責任者及び作業員に対して業務内容や連絡調整の結果等を伝え、その周知徹底を図ること。

### (2) 現場責任者

- ア 受託者は、各学校の作業現場に現場責任者を1名ずつ配置すること。
- イ 現場責任者は、本業務内容について熟知し、必要な専門知識を有する者であり、作業現場に常駐すること。また、業務責任者からの指示等を的確に作業員らに伝え、その周知徹底を図ること。その他、必要に応じて業務責任者を補佐すること。
- ウ 業務責任者と現場責任者は、同一の者が兼務して差し支えない。

### (3) 業務日程表の提出

受託者は、関係者と日程調整を行った後、速やかに業務日程表を担当課へ提出し、その承認を得なければならない。なお、業務日程表には、業務責任者名、現場責任者名をそれぞれ明記すること。提出後の変更は、関係者と再度調整のうえで行い、変更後の業務日程表を担当課へ提出すること。

## 8 特記事項

- (1) 食器洗浄機の搬入・搬出は、給食室にある搬入口から行うことを想定しているが、学校の状況により別の出入口からでなければ搬入・搬出を行うことができない場合があるので、受託者は予め現地の状況を確認し、作業について学校と打合せのうえ、業務を実施すること。  
なお、学校で下見や作業等を行う場合は、必ず事前に学校へ連絡のうえ、関係職員の了解を得ること。
- (2) 給食室に立ち入る際には、衛生管理上、靴の履き替え等が必要となるので、衛生靴と白衣・帽子・マスクを持参し、履き替え等については学校の指示に従うこと。
- (3) 作業場所が給食室内であることから、衛生面について十分に配慮し、粉塵の飛び散り等で周囲を汚染させることのないようにすること。また、作業後は清掃等を行い、作業によって生じたゴミについては回収すること。
- (4) 食器洗浄機の搬入・搬出を行う搬入口には段差があることから、作業にあたっては、食器洗浄機を吊り上げることができる車両や、昇降させることができる機械を準備するなど、支障なく撤去・設置が行える体制を整えること。
- (5) 食器洗浄機は600kg以上の重量があるので、撤去及び設置にあたっては、安全に十分に配慮し、事故を起こすことのないようにすること。
- (6) 設置後、食器洗浄機が正常に使用できない状況が判明した際には、原因究明について協力し、原因が本業務によるものであった場合には、速やかに改善のための作業を行うこと。

- (7) 作業現場において、学校職員等から作業に関する質問があった場合には、誤解を生じないように正確に回答すること。
- (8) 作業時に何らかのトラブルが生じた際には、必ず担当課へ報告すること。
- (9) 作業前、作業中、作業後の状況のわかる写真を撮影し、業務完了後は速やかに所定の完了届と共に担当課へ提出すること。
- (10) 本仕様書の内容に不明点等がある場合には、事前に担当課へ問い合わせ、疑問を解消のうえで業務を行うこと。

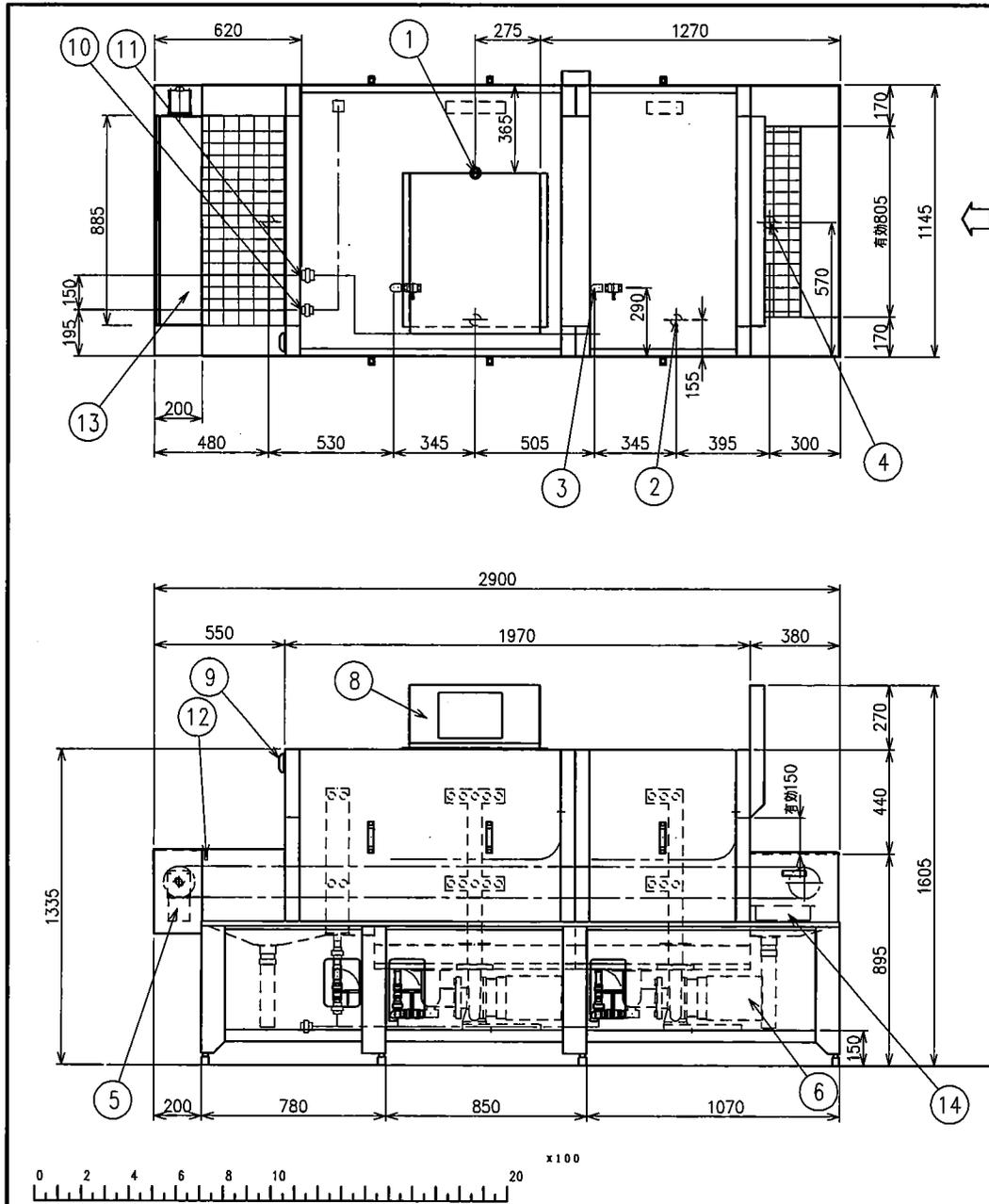
## 9 問い合わせ先

札幌市教育委員会総務部学校給食課給食係 担当：関谷

札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル5階

電話 211-3833 FAX 211-3834

メールアドレス：[kyoiku-kyusyoku@city.sapporo.jp](mailto:kyoiku-kyusyoku@city.sapporo.jp)

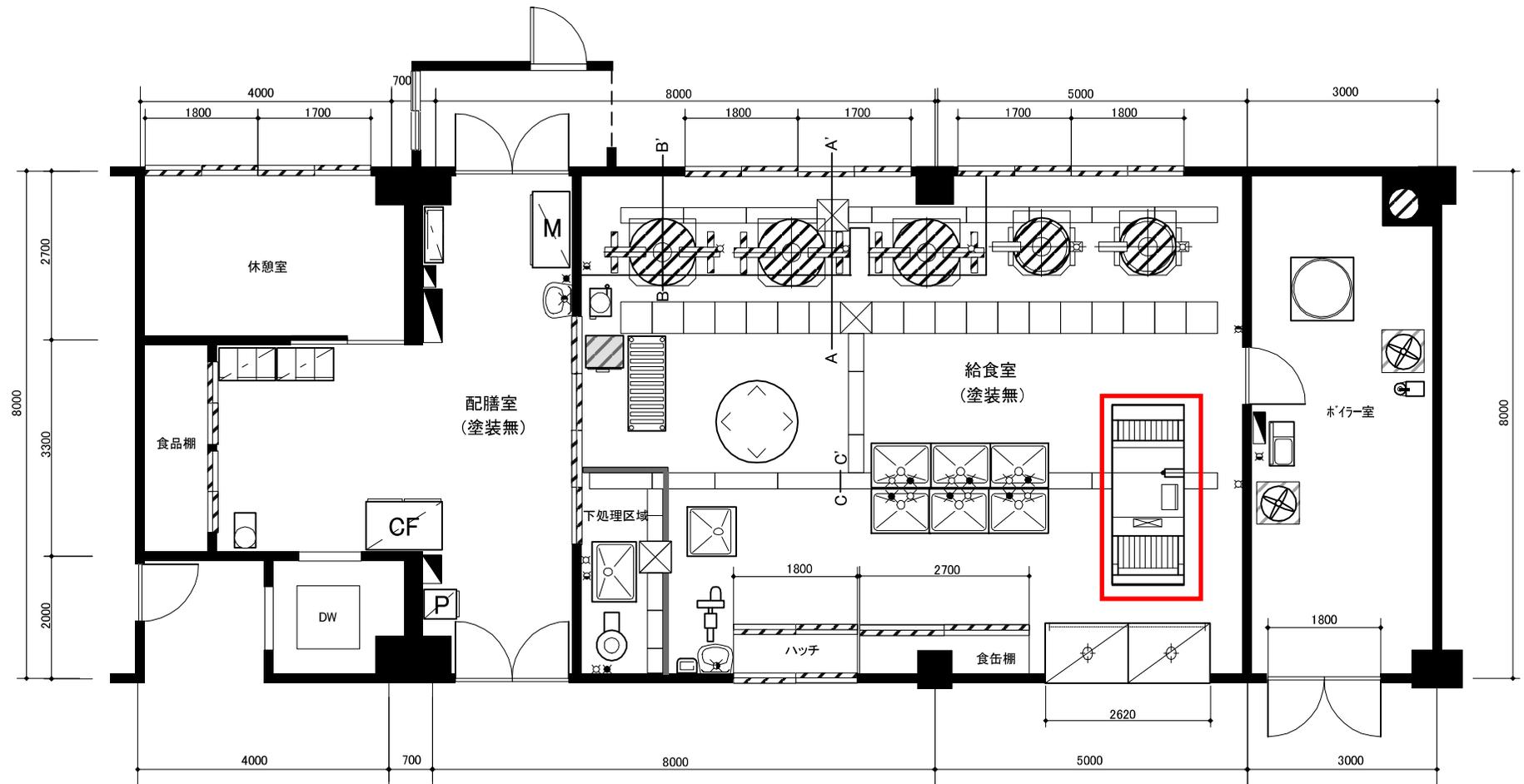


NO	名 称	数量	規 格
1	電源接続【操作室内】	1	3相200V 4.46kW
2	タンク排水	2	50A (FL160mm)
3	ポンプ吸込み管排水	2	20A (バルブ付き FL220mm)
4	排 水	2	50A (FL160mm)
5	コンベア-モートル	1	3相200V 0.06kW
6	モートルポンプ	2	3相200V 2.2kW
7	排水カーテン	1式	*
8	操作盤	1	*
9	コンベア-停止スイッチ	1	*
10	給水接続【仕上げ用】	1	25A (FL160mm)
11	給湯接続【タンク用】	1	25A (FL160mm)
12	光電管	1	*
13	出口カバー	1	*
14	入口排水カゴ	1	*
15	*	*	*
16	*	*	*
17	*	*	*
仕	能力 食器(φ150) (コンベアスリーブ)	低速	4500%(2.1m/mm)
		標準	6400%(3.0m/mm)
		高速	8100%(3.8m/mm)
仕	使用水量	3000L/h 水圧0.07MPa	
	使用水量	240L/h (80℃)	
	使用電力	3相200V 4.46kW	
	タンク容量	85L、98L	
機	材質 本体フレーム	SUS 430 L=3×50×50	
	蓋筒	SUS 430 t=1.2	
	天蓋	SUS 430 t=1.2	
化粧板付(入口、側面)			

- 特定仕様
1. ノズルパイプチップ付
  2. 入口排水カゴ付
  3. ポンプ3馬力
  4. 仕上げノズルパイプ上下各2本
  5. 仕上げ機構25A(定流量弁なし)
  6. コンベア-自動停止付(光電管式 ON/OFF切り替えスイッチは操作室内)
  7. 第一タンクノズルパイプ3本
  8. コンベア-運送特
  9. 出口カバー-上部用ゴム板付属品付(ビニール300 3.8t×875×175)
  10. 出口カバー-扉全2重構造(取入口カバーと同等)

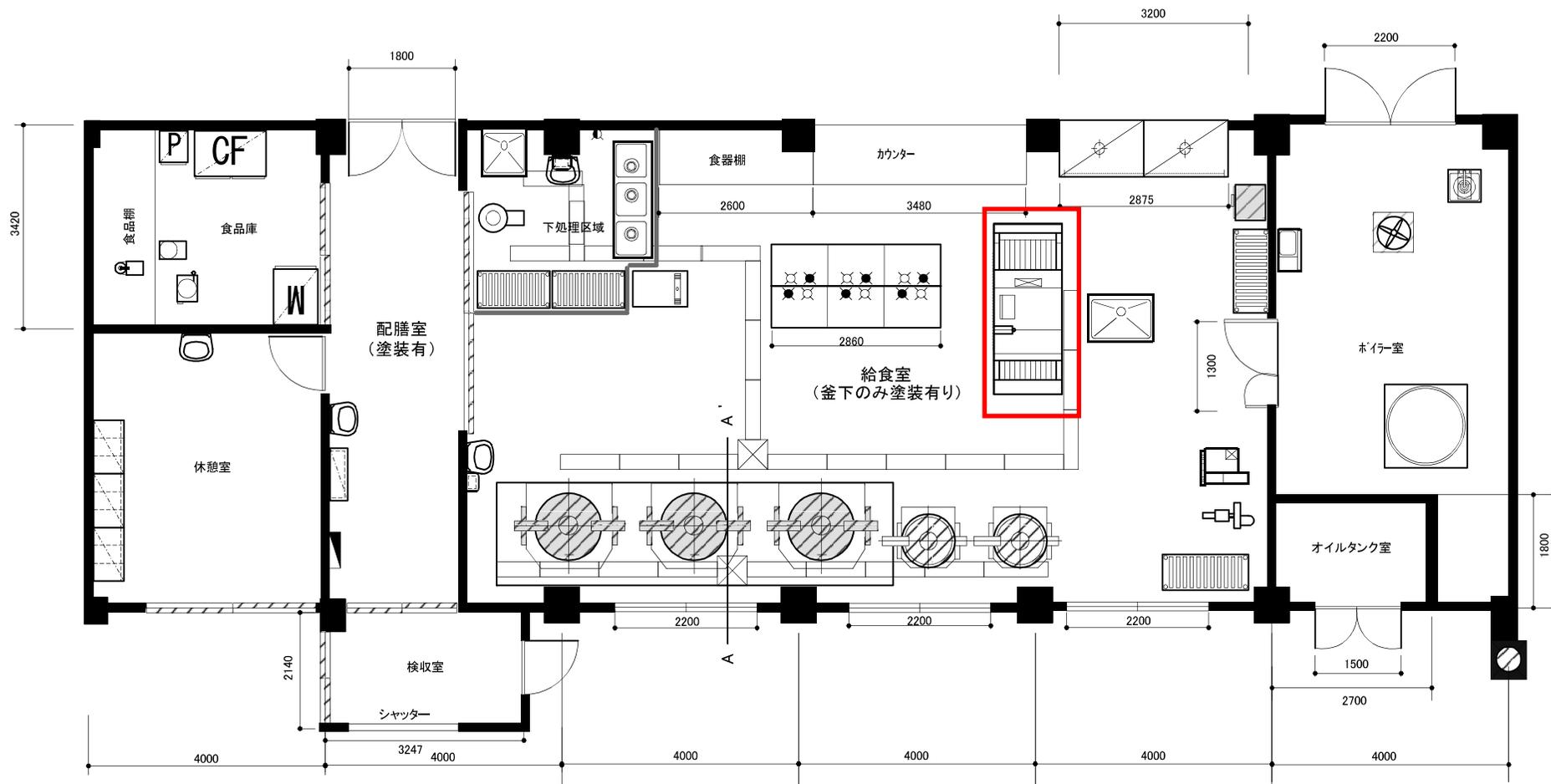
製品の仕様及び外観は、品質改良のため予告なしに変更する場合があります。

札幌市	御中	株式会社 中西製作所 NAKANISHI MFG CO., LTD.	承認	検	図	設	計	尺度	1/20	図法	第三角法	日付	11.10.20	名	食器洗浄機
								記事						品	
														番	EBO2011T201B



手稻山口小学校 給食室 平面図

縮尺 1/100



伏見小学校 給食室 平面図

縮尺 1/100